

# 滋賀の部落

第1卷

部落順札

滋賀県部落史研究会編

滋賀県知事

野崎 欣一郎

昭和四十九年六月十九日

読まれ、同和問題の早期解決に寄与することを切望する次第であります。

ここに、関係者各位の真摯な研究の労苦に対し、深甚の敬意を表しますとともに、本書がより多くの人々にました。

ですが、今般、県部落史研究会より積年の研究成果を「滋賀の部落」全三巻に集成して発刊される運びとなりこのため、県といたましても、部落史研究への財政援助や資料の提供を通じ、側面的に支援してきました。

題解決への重要な課題といわなければなりません。

運動五十余年の歴史と伝統に学び、運動の主要な命題を、正しく取り組むことが、取りも直さず、早期問題で來たる社会的背景や、相互の因果関係などの必然性を、明確にしていく必要があります。それゆえに、部落解放運動この問題を真に解決するためには、部落の実態を、単に現象的、觀念的に把握することなく、その実態のよつ侵害されていける深刻かつ、重大な社会問題であります。

同和問題は、人類普遍の原則である人間の自由と平等が不当に阻まれ、憲法に保障された基本的人権が著しく

「滋賀の部落」発刊に寄せて

## 部落史刊行に寄せて

未解放部落は、差別の結果、政治、経済、教育の面に、はなはだしい違れを取られて來た。とくに学問や、芸術や、文化の上では、ゼロに等しい不毛の地帯として放置されたままであった。真面目に部落を主題にして語り、部落を主人公として論じた労作は、わが滋賀県においては、今日まで殆んど見ることがなかつた。このことは、われわれの最も殘念とするところであつた。

ところが、最近、よつやく部落問題が社会問題として、世人の関心を呼び、部落解放の運動が力強く進められていくことと平行して、部落を正しく認識し、とする気運が高まり、中でも歴史的科学的に部落を糾明しよつづる運動が、各所で起きた。わが滋賀県でも「部落史研究会」が誕生した。今日より六年前、一九六八年六月のころである。われわれは、この研究会の活動に注目し、その成果に、大きな期待をよせるものであったが、同研究会においては、原稿用紙數千枚に及ぶ労作を、次々に発表、「滋賀の部落」十数輯にこれを集録して来た。われわれは、いのじき、われわれの期待に応えるものとして、評価して來たものであるが、学問の塔は限りなく高く、研究の世界は限りなく広いのである。今後、さらに一層の努力と精進にとって、心ある人士による部落史の研究が続けられることを、翹望して止まないのである。

この秋にあたり、はからずも、同研究会において、既に発表した労作を検討し、整理し推敲して、全三巻の書物にまとめて刊行、今日までの研究に節をつくり、さらに、今後の研究に供えていたとする意図があるを知り、われわれは、この事業が完遂されることが、部落問題の解決を見たためにも、非常に大切なことであることを確信し、これに、賛意を表し、進んで、全面的に、その刊行の責に任ずることを決意した。

幸いにして、われわれと志を同じくする人々、教育や行政の現場で、部落問題の解決に日夜専念する人々は勿頂くこどが出来、精読を賜るこどが出来るならば、われわれの望外のうらうびにしたいのである。

論、広く一般の有識者、大衆、学生のみならんにまで、いの際、一人で多くの人々によつて、本書を手にして、本書の刊行にあつては、滋賀県をはじめ、各関係機関や団体各位の支援を得ていても出来た。

なお、本書の刊行にあつては、滋賀県をはじめ、各関係機関や団体各位の支援を得ていても出来た。

深甚の謝意を表する次第である。この書が所期の目的を果すことが出来るこどを切願して、本書の刊行に寄せるこどです。

一九六七年初夏

中村一雄

滋賀県同和事業促進協議会会長  
部落解放同盟滋賀県連合会委員長

## 刊行のことば

前本会々長、故平田謙善氏は、昭和四十五年一月刊行の「滋賀の部落」第二輯に「刊行について」と題して、次のように述べられている。

「本会発足以来一年五ヶ月が経過した。その間「滋賀の部落」を発行するといつて、二回に及んだ。第一輯第一輯の部落」の歴史的研究過程の一階程に過ぎず、広く識者との纠正を得て、今後われわれの研究の資としたいたいと考える。なお、本会の部落史研究が、眞に部落を解放し、その差別をなくすことに、いかなり多く寄与することができるといふことを願し、本輯を刊行する際にしての、わたしからの言葉としたい」とある。

前会長のこの言葉は、今回「滋賀の部落」既刊全編をまとめ、推敲加筆し、書籍の体裁を整えて、あらためて、広く世におくるに当つて、やのせ、わたくしの言葉として、読者諸賢に申し上げたいたいとする。

今まで、すくやくその研究を持続し得たといつのが実情で、華々しき成績のほどは、未だ見るべきのみのところである。

本会が、部落史といふ未開の処女地に鍛錬を下して足掛け七年を数えるのであるが、同一の協力のもとに、各所にその所在が伝えられる文書、資料、とくに明治大正期の、部落が最も窮屈のどん底に陥ったと見られる時代の研究については、殆んど深い掘り下げをするといつまじめに、今日に及んでいる。本会としては、戸籍をはじめ、各所にその事項について、ある程度の解明をすることが出来たが、壬申年県文書庫に収蔵されている資料、その他若干の事項については、ある程度の理解をもつてはなれども、自戒している。

今後はさらに、これら未開拓の世界に、研究の分野を広げ、その掘り下げに、一層の努力を払わなくてはならない。本書は、以上のような情況のもとで、本会同人によって、今まで進められて来た研究に、一応の区切りをつけ、その過程に反省を加え、その中味を再検討する意味で刊行されるものである。同時に、本書の刊行が、今後さらにより広く、より深く、部落史の研究が、科学的に展開されていくにつれて、一つの契機となることを、心から期待するものである。

滋賀県、滋賀県同和事業促進委員会、解放同盟滋賀県連合会からは、格段の配慮といい鞭撻をたまわった。ついにへと、本書を編纂刊行するにあたっては、各方面からの、いろいろの援助の手を、まことに入りていただいた。とにかく、このことはやがてにあたって、深甚なる謝意を表するものである。

昭和四十九年初夏

滋賀県部落史研究会会長

細川 行信

# 詩

掘り起そう部落史を

そこには庶民の怒りがある

人間の悲しみがある

血のにじむ涙にぬれた民衆の息ぶきがある

そして

部落を解放する無限の教訓がある

計り知れぬエネルギーもある

掘り起そう部落の歴史を

まえがき	序章
「滋賀の部落」発刊によせて	「滋賀の部落」発刊行によせて
「滋賀の部落」刊行に寄せて	「滋賀の部落」刊行に寄せて
刊行のことば	詩掘り起そう部落史を
まえがき	まえがき

一、順礼した村々の名について	一一、部落の発生で成立について
1 社寺に隸屬した部落	1 荒無地開発の部落
2 藩が設けた役人部落	2 街道宿場部落
3 藩が設けた役人部落	3 食肉を得るために成長した部落
4 街道宿場部落	4 青屋部落
5 食肉を得るために成長した部落	5 皮革製造などの部落
6 青屋部落	6 皮革製造などの部落
7 皮革製造などの部落	7 皮革製造などの部落

二  
部落順札

近江の国の部落は、その成立、成長の歴史は、きわめて多種多様である。それは、近江一国歴史が古く、近世に入つてからは、京都に近い国であるだけに、幕府権力による、極端な分割支配が行われたそのことに、原因するものと思われる。がむや七〇に近い部落を一へつしただけで、も次のように特徴が、その部落の発生や成長の

一番最初の分の「おえがき」には、次の書き方に書いてある。  
「落順札」は、「滋賀の部落」に、第二轉から第十四轉の間に、前後五回にわたりて書いたもので、一番最初の分は、昭和四十五年一月、最終の分は、それから五年目、昭和四十九年三月であった。数えて見ると、意外に多くの日子を費しているわけである。すいぶん怠け者の「部落順札」であった。いよいよの全部を、一書にまとめるに当つて、順札の足あとをふり返つて見た。

ま が ん せ

付録 滋賀県部落史研究会の歩み

三九  
七

滋賀の未解放部落分布図

滋賀県部落史参考文献

西留守川村  
西良田村  
大野林村  
池村  
其他ツ林  
三林  
四三  
五三  
六三  
七三  
八三  
九三  
一九  
二九  
三九  
四九  
五九  
六九  
七九  
八九  
九九

- 一、皮草製造のための部落
- 一、食窮のため穀多株を買った部落
- 一、青屋部落
- 前後では、多くは少なから、麁牛馬の処理をしていた。若干の部落では、その仕事に全く關係しなかつたところである。もちろん、以上は部落の一つの特徴であるが、それは比較的少なかつたのである。
- 見られるところもあるが、それは比較的少なかつたのである。
- しかし、だからと言つて、部落の歴史の究明を、疎そかにするには出来まいと思つ。
- この国の社会に存在する、最も不合理的な、非人間的なもの所産である、部落差別をなくし、明かるい民主社会を作り出すためには、たとえば、広大なる砂漠の中に、一粒の砂金を探し出すほどの困難な仕事をあつても、これが探究に乗り出さなければ、わたしたちの責務だと考へる。
- わざわざな資料をわろそかにしないで、近江の國の部落の一ひとつその成立と、主として維新前後までのその推移を、書き綴つて見たいと思つ。
- この部落によつては資料皆無で、口碑すらむべ、全く推論による危険を冒さなくてはならぬるものもあるが、しかし、そには現に人間が生活をして居り、部落があり、差別といふ現象が存在してゐるのであるから、敢えてこれぞ圈外におくことなく、何等かの形でこれが解明を試みたいた願のものとに、部落順礼の枕をは

「まえがき」では、筆者は、だいぶん意図込んだ調子で、順礼とはじめたりつてある。いのときこれまでいたる部落の人たちから、「けつ書いてくれた。それはええが、ちょっとすかしあげた。分るよつて書いてくれ」とか、「調べて見て調べて見る」など、いろいろな語文やら、感想があつた。書き物があるといつてや。ぜひ行って見て調べて見るといつてや。筆史ちゅうもんは面白いとか、「うちの部落のどいやには、何か知らんが昔のことが分らないんだ。歴史ちゅうもんは面白いとか、そんないじめで分るのか、おれたち、自分の部落のことを、まるで知つていてくれ」とか、「調へて見ると、そんないじめで分るのか、おれたち、自分の部落のことを、まるで知つていていた。部落の人たちから、「けつ書いてくれた。それはええが、ちょっとすかしあげた。分るよつて書いてくれ」と、

また、部落問題や同和教育に関心持たれる一般の人たちからは、「聞きされたまま、丸で聞かなかつた部落の歴史の扉が、わざかながら、われわれの目の前に開かれはじめた感じだ。その出来栄えはまずまずとして、途上で機折れをしないよつてにせよ」何だか、自由漫歩しているやつだ。もう少し、学問的に科学的に、しっかりとした基盤の上に立つた、論文が出来ないのか、「とにかく、歩きまわって書くことはええ、目で見、耳で聞いて、具体的に事物を明きながらにするにはええが、ひとりよがりになつてはいけない。自戒すべきだ」「など批判や激励があつた。

ところで、もう一つ有趣いことは、以上のやつな話が、滋賀県内にとだけではなく、県外の方々からも、何いすれも、筆者にとっては有難いといつておつたが、何だか肩の荷が重くなつたむずな感じでもあつた。

研究会のとき、解放同盟中央委員の米田氏が「滋賀の部落」を手にして、手紙で連絡をいたいたりして、大へん恐縮をした次第であつた。何時だつたか、同和教育に関する形で、手紙で連絡をいたいたりして、大へん恐縮をした次第であつた。何時だつたか、同和教育に関する

江の国の部落の歴史を文章にまとめることが出来るであつた者たとは、わたしたしの誤りだったといふ。とにかく、最初に自分で思つてみた、いんぐ風にいへんな調子で部落順札をさせて頂いて、そして一応の近い利益が進んでいただけなこといつゝことが運はない。何回足を運んでみせたが、また、最初の巡礼のときから一步もしかし、部落の順札となることいつゝことが運はない。何回足を運んでみせたが、また、最初の巡礼のときから一歩もられないが、スピードに目的を達するといふ出來るのは確かである。

「順札部落をはじめとか、早く三二年にむか。西国三十三ヶ所の順札をする人も昔今では、自家用車やハイヤーで、一面昔に比べてせいぜいもあるが、一面はた能率的効率的である。」利益のはづかずかく

## ○

も、その順札記が、平田先生に捧げられた文にはじめられ、その最後に記してある。  
これが出来ると、筆者自ら、はねはね心地よい境内にまわる。告白してしまつては、からず急逝された。そして、第三回目の分が印刷された。その「えがきには、部落順札をはして構成競させる」というが、スピードに目的を達するといふ出來るのは確かである。しばらくして、は、かくして読み返してみると、自分で書に描たぬいものがある。ほんとに、読んで聞くみなさんに申説しないが、あとも書き上げて見たいと考えていたのが、今はわずかに六ヶ部落のみでましまつた。それでも、印刷するにあつたてお許しきを得たといふ。

わたしも、出来るだけ精を出して、近江の部落を一つ残らず書いて見たいと思ってゐる。しかし、時間は案外かかるのである。ある程度の下調べも、予備知識を持つていても、わざか数行にまとめてある。書くのにかかるのである。  
何度も足を運ばねばならぬといつても、資料一つを探してしまつて、毎日もかかるといつても。

『おれのところも、何とか早く書いてくれ』などと、注文されるむづかしい。  
それでも読んで下さる方は、かなり関心を持てて目を通していくつもりで、  
つかしくては、なるべく深入りしないように、好き気はせずに綴つたのである。  
『部落順札』は、部落史などと言える学究的な記録でなく、部落の歴史的随筆といつたよつたもので、気楽に

## ○

さて、第一回目の「えがき」では、最初の忠心込んだ調子を、やや下げた。この手につに書いてある。  
にしたいともえたい。  
筆者は、筆者に手えられたいらいろなお話を、どれもこれに確と受け止めて、あっておかねばならぬ。

筆者は、米田氏のおもえの通りだと、今も思つてゐる。  
まあそつといつてすゞと話された。  
いや、滋賀県で、やうう仕事をして居られるのは、お骨の折れるひとで、苦勞と思つが、自分の考へは、自分には、恐ろしくて部落の歴史を書くことが出来ぬのや。それで、あえて書かないことにしている。  
なる。嘘を作つてはならぬ。勝手な解釈をしてはならぬ。まさに、眞実を書かなくてはならぬ。そうすると、「歴史を書く」と、とにかく部落の歴史を書くことは、それは大切なことやが、責任もまた重い。誤りを書いでは

頂くことになります。「部落順札」が出来た時の経過のおかげで、読者諸賢に知りて頂くことが出来るならば、今更書き改めるわけにもいかないので、その時の文章で、一応書き並べたのである。これに目を通してなればならぬと思います。そいつの意味で、今少し整ったものの書き方を見ておけばかかるところに、殘念に思つが、割合に多かったわけですが、筆者はへんに自負して見たり、また、弁解を試みたりしました以上四つの「筆え」が「筆え」を読み返して見て、筆者はへんに自負して見たり、また、弁解を試みたりしました。

第五回目の分には、「筆え」を省略していきます。



一九七一年九月

(以下略)

いかと懸念する。  
回成的に。とにかく、たとへうのものが多く、それだけに正確を得ないものが、ずいぶん見られるのは、そういふわけで今回の「部落順札」にとりあはれた部落は、どちらかといふと筆者がそいつを迷いつけています。  
つ方がよいためわられるが、半面、またやさしくてはいけないといつ氣もして迷いつけています。  
かくなってしまつた。それよりある程度のところへまづ、いはくへんに、じきに書いてしまつたがえり、その真相が出て行くのが分かるのです。それで、いはくへんに、じきに書いてしまつたら、分別がつくるところです。この片鱗すらでも、もとが出来ないといふ部落も、見せし、聞せし、あくまで同じで、あまり知りません。  
の身近くに、その部落がありますが、いくびと見せし、見せし、聞せし、聞せし、しかも、その正しいと思われる歴史とちがつた結果になるわけで、筆者の怠慢にしきりをつけることは当然であるが、しかし実際はいく筆者たちが、この部落がありませんが、いくびと見せし、見せし、聞せし、聞せし、あくまで同じだけの時間がかかる次第で、つたわけである。こんな調子だとすると、残りの部落についても、今までと同じだけの時間がかかる次第で、

迷惑のかからぬことばかりになつてしまつて、すこぶる勝手気持ちは行はれてあつたために、必要以上の長い時間がかかる、県下の総部落の半数にもみたないが、いの間には三四年の日子をついた。もちろん、雨の日も風の日も、部落に向いたといつてはなく、むろん天気のよい日には話せばいいたり、案内をねがつたりするのに、本稿は、「部落順札」を書きはじめですから、第四回目のものである。本稿は順札し終つたもの約三十二部



「筆え」は、次の通りである。

未熟で、まだあるだけはとても、あとは、大方のみがつかひの、じきに筆つといつ氣持だったと思つ。時間が長すぎて、いれでは駄目だと、自分でも著えた精であります。同時に、下手な思想を重ねるよりも、未熟は第四回目は、「滋賀の部落」全篇を「部落順札」でつづり、大半の部落を筆にせた。あまりにも、順札の期



一九七〇年 梅雨

本稿執筆中、平田本会々長の急逝に会いました。謹んで、先生の靈前にて筆をかかせ一篇を擧げる

いる。(中略)

それを発掘して、差別を克服し、部落を解放するために、通路の旅を続ければならないと、今もわたして思つて、そこに部落がある限りは、血と涙の結晶の歴史が、それに埋れていく限りは、何としても、それを排み、しかし、悲願は捨ててはならぬ。じつは、かまはず、行動して、いろいろで育つて、順札の杖が折れるま

この書では、その歴史を大切にしたい意味で、すべて、部落が誕生し、発足した当時の村名を掲げることによってある。

ところどころは、差別に打ち克ちたいために、旧名を忘れたといとする、部落の歴史の悲しい一面を物語る改められた。

といふ気持、他面からいえば、差別から逃避したいといつ感情が動いて、部落の希望に向けて、新村(町)名を通じて、一般に、部落の差別の再生産、部落差別強化が進行したため、また、その村名の更生をかりに第一回目の改村名は、だいたい戦後の市町村合併の時に行われた。これは、明治・大正・昭和(戦前まで)を名を避け、新しい村名をついた。それが、ます、村名改称の第一回目である。

ところが、明治解放令が出て、独立村として名乗りをあげるに際して、差別の歴史のしみ込んでいる旧村「皮田」などといつてある。それが、江戸後期から、部落によつては、固有の村名を持つようになつた。

少數である。まず、部落が成立した当初は、本郷の名で普通呼ばれ、藩あたりでは「〇〇村枝郷

滋賀の未解部落の殆んど全部は、その村名を変更していく。すつと昔から呼び名を、そのまま現在に伝えて居る

## 一、順札した村々の名について

### 序章

一九七四年 初夏

に存する次第である。

のではなかと思つ。幸いにして、諸賢にみる宗教なきい叱正をいたべくといつてが出来ますむらは、身に余る光榮しかし、いのむつに考へてないがらも、筆者の浅学と淺慮の結果、多くの過失を、順札の道中でいたして居る

の意義を失つてしまつて、その書毒のみが残つてしまつた。

ういとでなければならぬ。いのむつを志却すると、すべての部落に対する研究も、学問も、また事業も、本来順札するといふ意であるが、部落六十六をめぐるわれわれは、常に、部落を解放をねがふがつひと人であるといふ西国三十三ヶ所の靈場を順拝する行者のかぶる笠には、必ず「同行一人」と書いてある。行者は如来ひとりで

留められて、この書の一頁をめくつていたきたいとお願いいたした。

燃えるよつた怒りをこめて、「部落順札」をしたと確信している。願わくば、読者の諸賢も、いの点に深く心をこの書を読んで下さるほどの方に、そつう方は、ただの一人もないと確信している。筆者は、長い日本の歴史の上、部落の大衆に加えられた、差別の事実があまりにも重大であり、あまりに深刻であることに、内心に

いつづつながらあつては、断じて許されることはないといつてある。

しましてや、部落を知り、部落のことに通じるといつて、差別の再生産の過ちを犯すといつてある。意味もなく、部落のことを、ただ単に知る、部落の通じるといつては、部落差別を克服するといつてあるといつてある。この「部落順札」をお読みかうにありたり、特に申し上げておきたいといつてある。それは、部落の歴史を知り、部落の歩んで来た道をふりかえるといつて、唯一の目的は、部落を解放すること、部落差別を克服す

幸いである。

名	現	在	未	解	放	部	落	新	日	名	一	覧
名	宮津町	宮津町	蒲生	昭和町	内町	未広町	北比江町	新田町	王林村	北山村	①	北山村
名	宮津町	宮津町	蒲生	和田町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	④	久の内村
名	宮津町	宮津町	蒲生	吉町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	⑤	久保村
名	宮津町	宮津町	蒲生	神崎町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	⑥	久の内村
名	宮津町	宮津町	蒲生	野洲町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	⑦	木原村
名	宮津町	宮津町	蒲生	栗生町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	⑧	横井村
名	宮津町	宮津町	蒲生	栗生町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	⑨	稻津村
名	宮津町	宮津町	蒲生	栗生町	町	栗太	木の川新田	久保村	久保村	久保村	⑩	中小森村枝郷
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	甲長塚	甲長塚	梅本村	里根村	大谷村	里根村	⑪	一色村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	三吉町	三吉町	梅本村	里根村	長塚村	里根村	⑫	里根村(山本)
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	小柿町	小柿町	梅本村	里根村	大谷村	里根村	⑬	大谷村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	橋岡町	橋岡町	梅本村	里根村	長塚村	里根村	⑭	長塚村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	⑮	栗田町
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	⑯	栗田町
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	⑰	垣内村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	⑱	幡田川田村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	⑲	幡田川田村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	⑳	八木沢村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	㉑	北山村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	㉒	小脇郷枝郷
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	㉓	(土山町)イ、田中村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	㉔	中野村
名	里根町	里根町	(犬上)	志賀(愛知)	栗田町	栗田町	梅本村	里根村	栗田町	里根村	㉕	(甲賀町)イ、大久保村前垣外垣

たので、読者の研究の便をはかって、左に、旧村名、現在町村名の一覽表を掲げることにする。なお、括弧内は、各々である。

の初期までは存在したが、土地の開発、戸数減などで、その形を始んど止めないものは、(い)には挙げられていない。が、その部落の歴史が、全体の部落の歴史の上に重要な関係があると考えられるものは列記した。また、明治以上六十五の部落の中には、現在、行政上同和対策事業の対象地区から外されている部落が、(一)三合まれていて

(1) 大原中村	八、大原中村	上野町、(上野村西外垣、須山)	柑子袋町、(甲賀)	橋脇町、(甲賀)	岩根町、(甲賀)	川久保町、(甲賀)	川久保村、(甲賀)	ハ、あら川野	二、谷ヶ間	下十里町、(甲賀)	大石塔町、(甲賀)	宝の木町、(甲賀)	北出町、(甲賀)	伏原町、(甲賀)	口、伏原、原組	大町村、(甲賀)	広瀬町、(甲賀)	宝の木村、(甲賀)	石橋村、(甲賀)	駆出村、(甲賀)	(甲西町)、イ、今井野	ハ、(甲賀)	川久保村、(甲賀)	小桜	作立村、(甲賀)	大野村、普賢寺村、(甲賀)	口、茶屋の前、(甲賀)	竹内村、(甲賀)	(水口町)、イ、中野	泉	牛町、(甲賀)	中川原町、(甲賀)	吳竹町、(甲賀)	和田町、(甲賀)	矢島町、(甲賀)	豊田町、(甲賀)	西町、(甲賀)	西一丁目町、(甲賀)	新町、(甲賀)	留守川村、(甲賀)	口中山村、(甲賀)	豊田村、(甲賀)	西村、(甲賀)	多良田村、(甲賀)	八幡町、(甲賀)	大林、(甲賀)	他樂村、(甲賀)	安食南村枝郷、(三ツ池、(甲賀)	林村、(志賀)	皇子山町、(志賀)	林村、(志賀)	(志賀)
----------	--------	-----------------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	--------	-------	-----------	-----------	-----------	----------	----------	---------	----------	----------	-----------	----------	----------	-------------	--------	-----------	----	----------	---------------	-------------	----------	------------	---	---------	-----------	----------	----------	----------	----------	---------	------------	---------	-----------	-----------	----------	---------	-----------	----------	---------	----------	------------------	---------	-----------	---------	------

## 1. 社寺にれい属した部落

本書のまえがきに、近江の部落の発生や成立について、いくつかの特徴をあげて、簡単な分類を試みたが、まず歴史的に見て、社寺にれい属したことが、部落発生の源であると考えられるものが、順礼の過程で、かなり多く見られた。

比叡山上の延暦寺、日吉神社、園城寺（三井寺）桑葉寺、芦浦觀音寺、蓮華寺、金剛定寺は、部落との関係の事実が明きらかであり、その外にも、湖東三山とか、江東三ヶ寺（二ヶ寺不明）に、その由来を発するところかられる部落が考えられる。なほこのほかに、現在そのれい属した寺もなく、中にはその名前をも忘れていいのが、社寺に源を発するのではないか、と考えるより外に、考えようのない部落も一一ある。

これらの寺院は、すべて中世の社寺莊園時代に建てられたものであつて、そのれい属民は、「きよめ法師」などと呼ぶこともあるが、天台門の天台各派が、どういう方法で、自らの寺院に帰属する天台宗の天台門徒を、その宗派から除外したか、それに關する文献資料は、今日までに発見することができないで、それも明きらかにすることは出来ないが、例えば、坂本部落のように、周辺のことごくの村が、大吉寺院を擁し、天台宗であるにもかかわらず、ひとり坂本部落の本部落が、淨土真宗（大谷派）であるといつては、宗門差別が行わたして証拠立てするものであると、考えられを得ないのである。

山門寺門の天台各派が、どういう方法で、自らの寺院に帰属する天台宗の天台門徒を、その宗派から除外したか、それに關する文書によると、天台宗のみによつて行われたのではなく、淨土真宗自身によつても、それが行われたことは明きらかである。その事実は、部落順礼によつて、自ら知るところが出来るであろう。

役人部落といつのは、主として、徳川幕政下で、各藩などにおいて、罪人捕縛、引立て、拷問、処刑、死罪人の屍体処理のことなど、警吏、刑執行などの最下級の仕事、普通の人間ならば、好んでやりたくない仕事を、これを命令でやらせ、その上、その身分を「エタ」として扱い、城下町などの、特定区域内に居住させたことが始まつた。

## 2. 藩が設けた役人部落

近江の国では、純粹にこの部落に相当するものは一つだが、歴史的に多少ともに、そういう性格も含めて存在した。その役人の頭を「長吏」などと呼ぶことであつて、「チヨウリニ坊」と略称して「エタ」の同義語とさえした。

た部落は、ほかにせまた、幾つか数えることが出来る。

で、いのよつな役人部落は、むろん藩などから、若干の扶持米の支給があつて、賃租などは免除されていて、生活を立てた。馬造り、沓造り、草履造りの手仕事、物資運搬の車挽きなど、職しい仕事だという職は、どんどんしていった。しかし、生活がそれで十分出来るといつわけではなかつたので、事情に応じて、いろいろな仕事に従事した。下へ、「エタ」役人部落の制度は、人民を分割支配するために設けられた、政治の巧妙な手段であつた。日常生活を立てる。

「エタ」差別の觀念は、いよいよ深刻化するといつになつた。一般大衆は、ただ直接刑罰を加えないと、処刑を行つことは、もともと權力を持つ支配者がするのであるが、一般大衆は、たゞ直接これを行つたとして、それに憎悪の目を向けよつとする。そういう心理のあることを、權力は忘れないのであった。

役人部落には、普通その頭があつて、その頭には、落魄した武士などが使われることが多い。したがつて、非人なども、いの仕事に使われたことが多いで、事件によつて、ひらく部落々から、微発してその仕事に当らせたとも見るので出来る。

近江の国は、往時からの交通の要衝であつた。特に江戸時代に入ると、東海道、中仙道、北陸道、北国街道、御代参街道、伊賀街道、朝鮮人街道などの開発整備が行われて、これらの街道を往来する人馬の数も急増した。

### 3 街道宿場部落

それで、その要所々には、宿場が整備された。御代参街道、伊賀街道、朝鮮人街道などの開発整備が行われて、これらの街道を往来する人馬の数も急増した。これは、東海道には、正しく當てはまる言葉である。

おいで、道中で、斃れる牛馬の皮をはぐ仕事を担当せらるといつにいた。「宿場三里に「エタ」一里」といわれるが、これとして、これを保護し、維持するといつにいためたが、今一つ宿場々々に、一個あるいは二個の「エタ」村を設立して、これを守るために、持子を免するとか、石高を与えるとか、助郷の制度を強化する藩や、幕府では、これらの宿場の運営のために、持子を免するとか、石高を与えるとか、助郷の制度を強化する當時、これらの街道を往来する牛馬の数は、おびただしい数に上つた。これらの牛馬の外に、百姓が農耕に使うものも多かつた。そして、これらの牛馬が、老衰するか、あるいは、斃れてしまつたものは、その皮をはいでそれを取り、その骨と肉とを処理する仕事に、もっぱら当るものとして、各々の宿場の近くに、人々を配置した。

その身分は「エタ」として、税を免じ、いく僅少な土地を居住地として与えたが、その土地は街道には直面させられぬ。その骨と肉とを処理する仕事に、もっぱら当るものとして、各々の宿場の近くに、人々を配置した。

情によらない限り、いの牛馬処理の仕事は、殆んどが止めてしまつた。

しかもながら、長年に亘つて、いの仕事に従わせられ、「エタ」として身分が定められ、そして、居住地までも隔離されて、差別のの中で除外されて来た因襲は、容易に消え去るといはねばならぬ、今日もなお、多くの問題を残しているのである。

江戸時代、部落の人々に与えられたといつたりも、命ぜられた職業は、燒牛馬の皮をはぐくであつた。ついで、

## 5 食肉を得るために成長した部落

史を持つ、近江の部落の中では、すべて新しい部落である。

よつやく永久小作人としての擁取の悪条件だけは大いに緩和された。これらの開拓部落は、だいたい百数年の歴史ある幕政時代はいつに及ばず、明治大正期に至るまで、そういう歴史が続けれられて、戦後の農地解放によつて、別の悪条件であつた。拓けども耕やせども、その土地は、かれらの所有地として認められなかつたといつては、すへてそつといつ悪条件は克服したが、克服出来なかつたのは、本郷支配者による、人によつて作られた差しかし、かれら部落の開拓民を、本当に苦しめたのは、そつ自然がもたらした悪条件ではなかつた。かれ服して、その土地を離れずに、今日に至つたのである。

から、その土地が狐狸の住む山中の谷間でも、湖地で膝を没するほどの沼地でも、かれはすべての悪条件を克服するよりも、百姓として米を生産する事をするに、かれは大きな希望を抱いたのであつた。である生活を続けるといつて、大きな魅力であったといつてある。牛馬の皮をはじめ、「エタ」と「ヒツジ」また「ヒツジ」ということが、かれらに取つて、大きな魅力であるといつてある。牛馬の皮をはじめ、百姓にならざつといつては、百姓にならざつといつてある。

前記の久保村を加えて六ヶ村を数えるが、いのちに部落の人々が、開拓に従つたことは、百姓にならざつといつてある。部落の人々が、純粋に農地開拓を目的として、移住して新しい村を造つたのは、幕末期だけで、近江国内で、ちが使われた。湖東の久保村の人たちなどの中には、琵琶湖を出て、はるばる湖西の未墾の地に移住した例がある。

あって、庄屋や代官の命によつて、移住したのであつた。中でもとくに、開拓条件の悪い土地へは、部落の人たどろで、いの荒蕪地の恢復、未墾地の開拓に従つた人々は、主としてその本郷あるいは近郷に住む貧農層でいう事情で、村造りが行われたところである。

に、出屋敷とか、出在家、あるいは新田の字を残していくものがあるが、それらは、概ね、その時期に、そういう土地の開発を計り、改善を加えて、米の取れる良田を造ることが、各所で試みられた。そのため、現在、地名のために、徳川幕府の中期以降、幕藩財政を改善するためにも、地方の村々の財政を豊富にするためにも、いれらになつて、いる荒蕪地も、かなり多かつた。

によって、田地の荒ざれることは多かつた。また、河川敷、湖辺など、田地にされないままに、放置されたまことに近江の国では、度々の風水害により、琵琶湖へ流入する各河川の堤防の決壊や、山崩れ、湖面の水位の上昇など

## 4 荒蕪地開発の部落

とが出来るのではないかと思われる。

によつて遅いかあるが、古きは、佐々木源氏の勃興期から、六角氏京極氏、浅井氏の時代には、さかほるとなお、街道部落が成立した年代は、必ずしも江戸幕政時代とは限らず、各々の土地の歴史、支配権力者の消長部落は一つの例外もなく、いわゆる僻地には存在しないといふと考へても、いのじとは分ると思つ。

存在したものであるといふ。ひとも歴史的には、古くはその事情を裏にするものもあつたと考へられるが、今、近江の国全部落について考へて見ると、その約八〇パーセントまでが、いの宿場街道の交通に關係して、

わが国の食肉業界に、近江牛の名のもとに、松坂牛、神戸牛と共に、広く知られている食肉は、いよいよに史の中に残したいと考える。

末にから、これを商品として、世間の需要に応じて、むしろ一般には、牛馬屠殺の仕事を拠業しようとす  
る傾向の強かった中で、積極的に、この仕事に取り組んだ部落がある。その部落を、食肉の部落と呼んで、部落の中に残したいと考える。

我が国は、苦難の歴史の結晶でもあるわけである。

いよいよ、この皮をばくといた仕事が、さらに一步を進めて、その肉をじるといふ仕事にまで発展させたのは、じつは、いともまかろう。それが、部落外の人によつても食用とされていていたのである。それも、藩主(井伊藩)によつて古くから行われていたのである。他藩では、例のないじだといつ。しかも、肉を食つといつとは、ほんとうにまかろう。牛馬の肉を試食するといつとは、部落の人々の中では、すと昔からひそかに行わ  
れていたのである。牛馬の皮をばくといつ仕事が、さらに一步を進めて、その肉をじるといふ仕事にまで発展させたのは、

いつも、古い部落の仕事が変つて、新しい部落が造られたりしたるものもある。

國動乱の中の諸武士、徳川の治世に入つてからは、井伊藩、本多藩以下多くの大名小名、他国大名など、支配者  
の勢力の消長、変遷によつて、皮革の需要の情況にも、大きな変動があつた。そのため、皮革生産の部落につ  
いても、古い部落の仕事が変つて、新しい部落が造られたりしたるものもある。

今、近江の国の中の牛馬の皮はぎを、その部落発生の当初から、ずっと引きつづいて、明治解放令の施行  
によって、来たと思われるものは、それほど多くはないといつた。初めは、そうだったが、途中で百姓  
になつたとか、部落の中の一部の人々が、それをやつたとか、途中で、それを新しくやるものが出来たとか、い  
ろいろ部落の事情によつて違つた。

それは、わが国における神道が、血の穢れを忌み、仏教が殺生を戒しましめるなどの思想によつて、一般に迷信  
と思われるほど極端に、この仕事を嫌悪して、これに従つものを、人間外の人間として蔑視した。その結果、  
この仕事をする人の居る部落を、部落ぐるみ、この仕事をする人の住む土地を、土地ぐるみ、機れた村、機れた  
場所として差別した。そして、例えば土地などについていえば、その地域を、一般的の土地の中に算定しないで、  
里程を計るときでも、「エタ」地だけはこれを除外してしまつといつよいほでした。

仕事は、職業中の職業であるときされた。

その理由は、多分、藍草から藍玉を造る工程で、牛馬の骨を焼いて出来る骨灰を、一つの媒として使用した  
うことはない。徳川幕府は、一部落に集中して存在した職業者の身分を「エタ」村とした。一般部落の藍染屋は、  
町に数戸といつて、散在してあつたが、青屋部落のまゝに、その業者はかりが一部落に集中してあつたとい  
うことは、他の一般部落で絹屋と称して、これを営んだものは、酒屋とか、醤油とか、油屋と同様、一戸に一戸、一  
業は、これを加工して、藍玉を作り、藍染業に従つたのが、いの一つの部落であった。もちろん、この藍染  
仕入れて、これを栽培がよく行われた。いの一般農家で栽培された藍草を、ほとんど独占的に  
地である。明治の頃までは、藍草の栽培がよく行われた。ともに、湖南地帯にあって、付近一帯は、平坦な米作  
近江の国には、青屋部落といつてよい部落が一つある。ともに、湖南地帯にあって、付近一帯は、平坦な米作

## 6 青屋部落

そのう扱いをつかなかつた。

その理由は、多分、藍草から藍玉を造る工程で、牛馬の骨を焼いて出来る骨灰を、一つの媒として使用した  
うことはない。徳川幕府は、一部落に集中して存在した職業者の身分を「エタ」村とした。一般部落の藍染屋は、  
町に数戸といつて、散在してあつたが、青屋部落のまゝに、その業者はかりが一部落に集中してあつたとい  
うことは、他の一般部落で絹屋と称して、これを営んだものは、酒屋とか、醤油とか、油屋と同様、一戸に一戸、一  
業は、これを加工して、藍玉を作り、藍染業に従つたのが、いの一つの部落であった。もちろん、この藍染  
仕入れて、これを栽培がよく行われた。いの一般農家で栽培された藍草を、ほとんど独占的に  
地である。明治の頃までは、藍草の栽培がよく行われた。ともに、湖南地帯にあって、付近一帯は、平坦な米作  
近江の国には、青屋部落といつてよい部落が一つある。ともに、湖南地帯にあって、付近一帯は、平坦な米作

部落の成立、その成長については、以上はかに、公事裁判によるものとか、「エタ」株の売買によるものとのことをよく理解することができる。

なめしの仕事を、いつのどにか廢した部落も見られるが、権力者の交替、歴史の推移などを勘案すると、この部落に行わせた歴史のあじを見るといでの出来るものが、数箇ある。いまでもなく、時代の変遷で、皮

近江の国で、いつのどに支配権力者が、明きらかに保護を加え、河川を造つたりして、皮革なめし仕事をとしして、先させた歴史さく見られる。

よつては、米作りよりも、皮革なめしの方が、より大切であるとして、時によつては、部落に水を引へじとき、優れて大切であつたように、部落の人々に、皮をなめさせてあるといども、また重要なことである。しかし、場合合にわめて大切な歴史がある。そして、その人工は、藩や支配者によつて加えられたもので、農民に米を作らせることが、きた歴史がある。これに付随する、特別の保護のもとに成立、成長した部落には、必ず人工河川、あるいは、自然河川に人工が加えられる者による、特徴の保護のもとに成立、成長した部落には、必ず人工河川、あるいは、自然河川に人工が加えられるといことが出来る。この川には、皮革をなめすいといども、その村が仕事をしたか、どうかを知

部落を順次して、その川の存在を確認するといども、皮革をなめすいといども、その村が仕事をしたか、どうかを知

必ず必須の条件として、一年を通じて、清冽な水流れる川があるといつといである。

中でも、皮革なめしの村といつてよい部落は、一三ヶ数えるといども、皮なめしの作業をするためには、まぬけないが、皮革なめし、革製品(鞆、小物類)を、集中的に、専門的に、専門的に扱つた部落は、幕府時代からすでに存在した。

どの非常に高度な技術を要する皮革製品の生産にしたがつた部落は、近江の国の中では見られないが、皮革

と、皮革なめしとか、皮革具を作る仕事は、特定の部落が、集中的にその部落の中でするといつになつた。甲冑など、皮革具(武具)などある一つの地域で行われたが、時代が立ち、専門の職人が、程度の高い技術を持つよつてな

皮革を造るために、牛馬の皮をばく仕事せず部落の人々はしたのであるが、ずっと昔は、皮はぎ、皮革なめし、

## 7 皮革製造などの部落

限者の存在は見られないといことを知るといことが出来る。

湖南、湖東、湖西、湖北に分けて、大部分の分限者は、牛馬の取扱い量の少なかつた地方には、この大部分

なる。開拓部落とか、役人部落などには、そういう大資産家は、全く存しなかつた。また、近江の国内でも、

在した。これは、その部落が、牛馬と深い関係のある仕事をしてか、しなかつたといつといども、大資産家が存

する。したがつて、何れの部落でも、牛馬に関する仕事に従つた部落には、少數の途方もない、大資産家が存

在する。したがつて、誰でもがするといども、誰でもがするといども、誰でもがするといども、牛馬の処理をするといつには、いづれの部落でも、巨富を蓄積して、牛馬代をつくり上げた。これは、牛馬の処理をするといつには、

だいたい、青屋部落に限らず、皮革業、ばくろ業、食肉業とも、職人ではなくて、商売に従事したもの、幕政

た。そういうことで、青屋部落には、一群の大分限者と、多くの貧しい人たちが、極端な貧富の差を見せて存在し

た。現在でも、青屋部落には、七つの倉をそのまま残していく家があるが、往時の豪勢さを思わせるものがある。

殆んどの業者が、莫大な富を蓄積して、大資産家となつた。

く、広くこれを地方の藍染屋に販売し、また、京都や大阪、四国徳島の業者と取り引き営業した。そのため

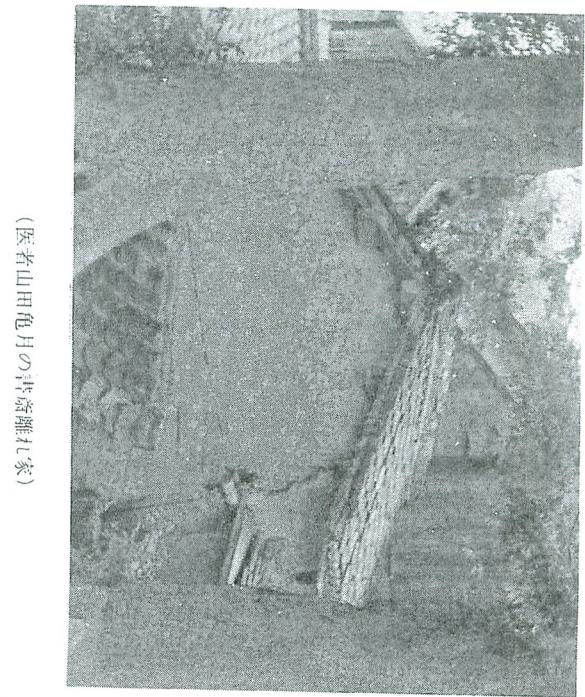
青屋の使用者として働く、貧しい人たちが多くつた。その反面、青屋業者の方は、ただ藍玉を造る仕事だけでは

「エタ」とされたのであるといわれます。青屋部落では、だいたい屠殺を業として、骨灰を提供した人たちは、

とにかく骨灰を得るために、部落の中に、牛馬の処理にしたがつるものがあり、そのいとて、青屋も

古墳の主は不詳とされていて、近江に古い歴史を有する古墳が、この佐々貴の宮から一直線に東北へ約一キロの地点、織山の山麓の中央に、近江最古の古墳がある。さて、この佐々貴の宮から深い関係があると思われる。ひとつは、中世以前から、大昔の人々の自然崇拜の信仰と結びついて深い関係があると思われる。

これは、佐々貴の宮と、近江源氏佐々木の居城のあつた山。この大彦命が、大きい山の山の象徴した神と考えられる。佐々貴の宮の四柱の神の一つとして次に祠られていている。佐々貴の宮の自然石があり、少彦命の御靈として第一に祠である。大きい織山は、直接佐々貴の宮から押込んだのである。かく、自然石があり、少彦命の御神体として運んできた帽子型の小さい山の安土山から御神体として運んできた帽子型の山を、神として押んだよつた。それは、佐々貴の宮には、東に眺め見えることが出来る。大昔の人々は、この一つの安土山との、美しい姿を、遠からず近かずの距離で、安土の佐々貴神社の森の前に立つと大きい山と小さな



(医者山田龜月の著『離れ家』)

五月 晴

北山や緑したたる

## 二、部落順札

### ①北山村

か、さむれなケースを想定することができるが、それは、歴々の部落順札の本文の中に、それぞれ個々に記述して、ついで検討を加えておいたい。

書名	冊数	説明
滋賀県史	六冊	彦根旧記集成 第二・三号合併 彦根市小字名一覧
新聞「太湖」(八幡町新聞)	一〇冊	彦根旧記集成 第四号 淡海国木間櫻
滋賀県物産誌	六冊	滋賀県市町村沿革史
近江興地略	一〇冊	彦根旧記集成 第五号 近江彦根古代地名記
近江蒲生郡誌	一一冊	彦根旧記集成 第九輯 (「部落問題研究」)
近江愛智郡誌	一五冊	京都柳原町史 (雑誌「部落」)
近江神崎郡志稿	三冊	滋賀県各郡日穢多村の状況調査書
彦根市史 八幡町史	三冊	昭和七年町村行政
細見新補 近江國大絵図 全	四冊	各町村道程入り近江地図
滋賀県史 八幡町史	一卷	昭和七年町村合併關係書類
閑田耕筆(「有朋堂」)	第三卷第一号	新版部落の歴史と解放運動 世事見聞録
王申戸籍簿		民族と歴史

一九六一年

とは、古老の話である。

といつてですが、詳しいは分らない

「林村はずいぶん本郷あたりから差別された歴史が多い

といったといふ。

も、林村の者がその徳利にふれると、因縁をつけて酒代

吊した枝を肩にして、千鳥足で林村の中を歩き、少しだ

また、山上村に酒飲みのならず者がいて、一升徳利を

らかにして、ことなきを得たといふ。

寺園城寺が林村を庇護して仲にはいり、侍の非道をあき

藩が報復のため林村を焼き払うといつたそつたが、三井

押しつけ最後にこれを殺してしまった。そのとき、膳所

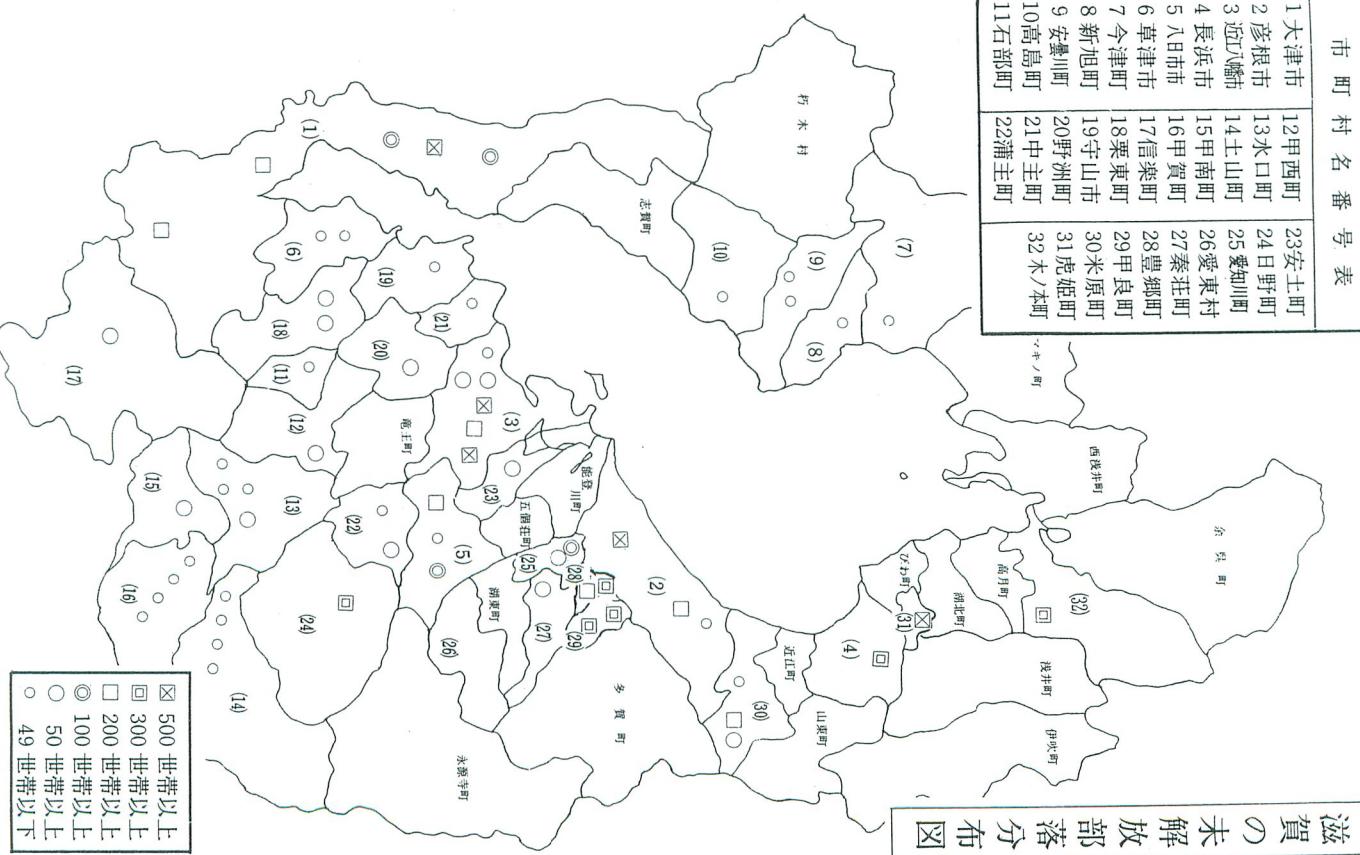
## 滋賀の未解放部落

(昭和49年)

順位 番号	歴史名	世帯数	市町名	順位番号	歴史名	世帯数	市町名	
1	北王	○	山林	26	(甲西)4	○○○○	甲	愛知川
2	木の川新田の茶園	□	田作	27	久井	○○○○	西川	東姫浜津生郷
3	藪久吉木横稻	○	大草石	28	川田	○○○○	中保	近江八幡市
4	中小森の茶園	○	近江八幡主	29	近江八幡	○○○○	八日市	近江八幡市
5	(中立又尻谷町瀬木2野出)	○○回	大草大門	30	大作	○○○○	草津市	近江八幡市
6	色根谷	○○○○	大広宝門	31	苅川草	○○○○	久保田	近江八幡市
7	一里大長梅垣	○○○○	大馳水	32	近江八幡	○○○○	久井	近江八幡市
8	木の前	○○○○	竹和口留	33	原根津	○○○○	中立	近江八幡市
9	疊木の前	○○○○	根津莊	34	庄原根津	○○○○	又尻谷町	近江八幡市
10	彦高水	○○○○	大津原良	35	大津原良	○○○○	大長	近江八幡市
11	彦木甲	○○○○	東津原良	36	東津原良	○○○○	梅垣	近江八幡市
12	彦木甲	○○○○	西守西良	37	西守西良	○○○○	八幡	近江八幡市
13	彦木甲	○○○○	大他三ツ林	38	大他三ツ林	○○○○	糠木村	近江八幡市
14	彦木甲	○○○○	大日山	39	大日山	○○○○	志賀町	近江八幡市
15	彦木甲	○○○○	内澤寺	40	内澤寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
16	彦木甲	○○○○	木村	41	木村	○○○○	志賀町	近江八幡市
17	彦木甲	○○○○	木田	42	木田	○○○○	志賀町	近江八幡市
18	彦木甲	○○○○	木田内沢寺	43	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
19	彦木甲	○○○○	木田内沢寺	44	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
20	彦木甲	○○○○	木田内沢寺	45	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
21	彦木甲	○○○○	木田内沢寺	46	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
22	彦木甲	○○○○	木田内沢寺	47	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
23	彦木甲	○○○○	木田内沢寺	48	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
24	(土山)4	○○○○	木田内沢寺	49	木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市
25	(甲賀)4	○○○○	木田内沢寺		木田内沢寺	○○○○	志賀町	近江八幡市

## 滋賀の未解放部落分布図

市町村名番号表
1 大津市
2 彦根市
3 遠江(鴨)浦
4 長浜市
5 八日市
6 草津市
7 今津町
8 新旭町
9 安曇川町
10 高島町
11 石部町
12 甲西町
13 水口町
14 土山町
15 甲南町
16 甲賀町
17 信楽町
18 栗東町
19 守山市
20 野洲町
21 中主町
22 蒲主町
23 安土町
24 日野町
25 愛知川
26 愛東村
27 泰莊町
28 豊郷町
29 甲良町
30 米原町
31 虎姫町
32 木ノ本町
バキノ町
西牧井町
余呉町
高月町
湖北町
浅井町
伊吹町



も、これを解説することは、部落解放のためにも、明かるい健康な社会をつくるためにも、ぜひ、わたしたちの当する部落は、近江の国では、約一〇ヶ数えることが出来るのである。わたしは、これらの部落の歴史についてに、深刻に、且つ巧妙に社会機構の中に組み込まれてゐるものだと、うつと知った。因みに、この(三)と(四)に該ことはしなかった。けれども、いろいろなことを見聞するに及んで、部落差別の思想といつものは、非常に複雑なると思われる部落についても見聞いた。しかし、殊更に深く踏み込んで、これらの村々について検討を加えるわたしは、部落順札の中で(三)に該当するものと思われる部落について、いろいろと話を聞かされた。(四)における(一)で、わたしが「部落順札」と題して、(三)や(四)の部落について書きつづった部落は、わたしたる部落分類による(一)の全部と(二)。

○

く思われるを得なかつた次第である。  
問題と運動との関係などについて、深い反省もなくして、簡単に部落の分類を行つてはいたことに、恥かしいわたしは、「警告をいただいて、一瞬」ハツとした。わたしは、十分な歴史的研究も行わず、部落差別のあるならば、それは稀有のことである。そういう部落の歴史の解明は、非常に大切であると思つ。事実、そういう部落が存在するのか」と。

解放運動もなくして、自然に、しかも單独で解消するものではないと考える。かりに(四)の場合のよう部落が(一)と(二)の分け方や、(三)の場合とはまずよいが、例の場合のよう部落はある筈がない。部落差別といつものは、た。

以上のよう、部落分類の仕方にについて、あるとき、ある場所で、わたしは次のよう、重大な警告をへただ

○

別の問題は解消していること見られる部落。

(四)歴史的には、部落差別の事実はあつたと考えられるが、現時点では、実体的にも心理的にも、すべての差異ど見られない部落、ただ通婚についてのみその自由が制限されている部落。

(三)歴史的には、一、一の部落と同じ、あるいは、よく似たことがあるが、現在の時点では、差別の実体が始だが、ただ行政的に「同和地区」の施策対象地域とされている部落。

(二)に分類した部落と、歴史的に全く変りなく、現在の時点においても、その実体も殆んど一の部落と同じなおその実体が敵存して、行政上「同和地区」として、施策の対象地域とされている部落。

(一)江戸時代に「エタ」部落として、その住民の身分が固定され、現在の時点においても、その差別によつて、わたしは、さきに滋賀の部落を分類して次のようにしておいたことがある。

○

がたいと反省している。

ちからかといえば、部落の成立や生滅を出来る限り明らかにするために努めたのであったが、資料などを手にすれば「部落順札」は、総数六十四の部落を対象として、精緻さはまだではあるが、一応その歴史を主題にして、ど

た。東北地方など遼遠の地に部落の数が全く少いのも、はじむかるかと深く了解することができたのである。そこで、そういうところに部落があるて、人民を身分的に分断支配した封建政治の仕組みはっきり知るこ<sup>ト</sup>ができる。しかも自転車にも乗れない、つまりは島坂を上らねばならなかつたところは、大谷村(開拓村)だけであつた。そして、やや程度の高いところに、部落は置かれたのであるといつて、わたしは自転車に乗らなかつたから考えた。教えられた。江戸末期に設定された開拓部落を除いて、部落は交通の便の比較的よいところ、したがって文化的なま、わたしは「部落は決つして、辺びな土地には、存在しない」といつて、順札するこ<sup>ト</sup>によつて



諒解するこ<sup>ト</sup>が出来たのであつた。

つい差別が、すでに、すゝめての自然的社會的環境の中に、ちゃんと保つていただつたが、現地のぞんで始めて、門前で草履を脱ぎ、跣足で土間に平伏して、物を申したといつては誰から知らされていたが、それ以上のことは学んだ。

その地理、その環境、その習俗などを点検するこ<sup>ト</sup>によつてのみ知るこ<sup>ト</sup>が出来るのであるといつて、わざある。その枝郷が、部落である場合と否とは、天地構造の違いがあるのだ。いのことはただ現地に臨んで、で身を以て知つた、部落史、上書きわめて大切な事柄である。枝郷は枝郷でも、未解放部落でない枝郷もたくさん、「部落は、長い間本郷のどれの支配に、身をだねて來た枝郷であつた」これは、わたしが「部落順札」の中



部落は急速に変貌しつつある。それが、一九七〇年代の滋賀の部落である。  
もあって、竜宮かえりの浦島のよつな気がした。  
また、ある部落では、古い家がすっかりなくなつていて、全戸が新しく住まいに入居してしまつたところ。  
と、そんなんことさ老人にいわれた。  
一昔いうたが、いの頃では一年一昔どすわ

「あなたが見えてから、もう四年くらいにならかなか、隣保館も新築なつたし、道路も舗装出来たし、昔は十年  
「部落順札」の駄目押しさせて來た。その途次、ある部落では、

わたしは、いの「おどき」や「やせん」といふ言葉にあたつて、車を飛ばせて貫つて、今一度、部落の全部を走り廻つて、



またよつて、そんなん気がするのである。  
とにかくに物を置き忘れたよつて大切なことをしてしまへてを、十一分に書き残したことは思ひない。とにかくに物を置き忘れたよつては思ひない。されてしまつたのは、わたしは「部落順札」記の中に書き止めて來たつもりであるが、いま全編を読み返して見て、わたしが学んだわたし自身教えられたところが、非常に多く且つ大きかつたと思つ。その一つは、そのまま一つ残らず、わざで、わたしは「部落順札」を終えて、その足跡をふり返つて見て、今更の如く、部落の歴史庶民の歴史に



責務として、やらねばならぬといふばかりと思つていて。

經濟的差別現象ではないのです。わたしは、そういう実態も、いくつかの部落で知ることが出来た。

近いほど、段々に安い値がつけられていくといふ。これは、昔はお金を水で洗って受け取ったといつとも、單くに整備されて、宅地が開発された。ところが、その道路沿いの宅地が、部落に近い側の分は、部落に近ければ要求されるといふ。逆に、部落の土地は、相場より必ず安いといふ現象があるといふ。最近、道路等が部落の近く手へは直接せず、必ず小さなザルに入れて、さらに河水に洗ったといつてあった。今日では、それから、經濟のことについてあるが、昔は、明治の末期ころまでは、お金の授受は、一般商家では、手か

○

れたといつてある。そういうことも分った。

になつて、「出征兵士の武運長久の祈願を、神前に行つ」といつてから、始めて神社行事に、正式参加が許されたといふことはやらないが、その代り、部落の人たちに土地や家を売ることには、普通の相場よりも高い額が手へは直接せず、必ず小さなザルに入れて、さらに河水に洗ったといつてあった。今日では、それが、経済のことについてあるが、昔は、明治の末期ころまでは、お金の授受は、一般商家では、手か

始つてからだといつていろがかなり多い。部落の壮丁をたくさん、生きた弾丸として送らねばならぬといつてたとえば、神社の境内などに部落の人々が堂々と立ち入るといつては、第一次世界大戦が、どの上でも、部落はきびしこい差別的措置が取られていた。

く部落隔離制教育が行わっていたのだ。また、学校や軍隊だけでなく、神社や寺院のよつた、宗教関係の行事などがなかつた教育、兵役の現場(学校や軍隊)においては、融和政策といろでなく、現実には全く差別政策があつわに行われた。そして、その差別政策は個々人の上だけではなく、部落によつては、部落ぐるみ分教場制度のもとに、長

行政がそつといつてあつたが、ついに明治以降国民のすべてが、その義務として、必ず参加しなければなら

○

いつとも知つた。

事態が生じてになつた。そして、今日でもまだ部落の中の年輩層その融和政策洗礼を受けた人がかなり多いといつて、差別から解放される何ものおも得るといつてはなく、逆に実質的には差別の再生産、差別の強化といつて、これが建てる前と、水平運動を阻むといつて立場から、融和政策が行われたに過ぎなかつた。部落はこれによつて、またが、部落は解放令は出されたが、明治・大正・昭和(戦前)を通じて、殆んど放逐されたまで、行政的についでまた、わたしはいついつも部落を順札するといつて確認した。それは前項のことにも関連する

○

としているのである。このことは、歴史の問題ではないかも知れぬが、部落史と全く無縁のものではない。それもあるが、ヒロによつては、全く別の地点で、新しい第一の部落が生まれていつてある。このことは、部落は土地が狭いから、徐々にその地域以外の土地に、集落が拡大されつゝあるといつてだけだといつても学んだ。

政下においても、部落は新しく誕生していし、戦後の今日でさえも、新しい「同和地区」が現出しつつあるのさらに、わたしは「部落は単に徳川封建政治下における遺制として、今日に残されてあるのではなく、明治新

は、そのことかもしれない。  
しかし、「部落順札」の中には、一々それき詳細に書き止めることはしなかった。今考へるとわたしは、やうに思ふ。



審議に知ることが出来た。  
多くの部落は、貧窮の度を一層増した。そして、窮余の策として、それぞれの部落は、それらの部落独特の新米百姓であることに多く、多くの者は出来なかつた。そのため、解放令以後、牛馬処理の仕事を放棄してしまつたのである。そして、百姓、すなわち米作りは、土地など部落としては、じつは、一部のものが従事しただけで、飯あつた。

的ないものは、いつまでも牛馬の処理による、皮革、それから食肉であったが、部落の中には、その仕事に全最後に部落の産業、職業について、順札の途次、教えられたことを記すことにする。部落歴史的産業の代表

執筆者（平井清隆）します。

一九七四年夏

人たがって、彼らに深い関心、つい高い史眼を以て、「部落順札」が詠げられて、部落解放の途すじを照話をして下さった方に深い感謝の意を表する。同時に、庶民の生活、部落の歴史に、心を寄せることは、やはり資料を見て下さったり、お



は、そのことかもしれない。  
しかし、「部落順札」の中には、一々それき詳細に書き止めることはしなかった。今考へるとわたしは、やうに思ふ。



審議に知ることが出来た。  
多くの部落は、貧窮の度を一層増した。そして、窮余の策として、それぞれの部落は、それらの部落独特の新米百姓であることに多く、多くの者は出来なかつた。そのため、解放令以後、牛馬処理の仕事を放棄してしまつたのである。そして、百姓、すなわち米作りは、土地など部落としては、じつは、一部のものが従事しただけで、飯あつた。

的ないものは、いつまでも牛馬の処理による、皮革、それから食肉であったが、部落の中には、その仕事に全最後に部落の産業、職業について、順札の途次、教えられたことを記すことにする。部落歴史的産業の代表



## 付

## 滋賀県部落史研究会の歩み

## 録

江の部落史を求める作業と、「近江興地志略」の中に、近づく年に解説といふ仕事にかかる。近江の國の史書は多い。江の地志として評価のある、「滋賀県市町村治革史」も、二十一各郡志も揃っているが、これらを見落してはならないと考えたのであるが、とにかく「興地志略」においては、江戸時代後期の感覚からして、その叙述は、殆んどゼロに近い有様であったが、ひどい部落の歴史にかけては、完全に沈黙がまもられていて、あるが、とにかく、部落についた記述をしてあるが、ひどく年の月をかけて、すでに完成させていた。しかし、近年くの年月をかけて、すでに完成させていた。しかし、各郡志も揃っております、「滋賀県市町村治革史」も、二十一各郡志も揃っております、「坂本村永代記録帳」の原本の解説といふ仕事にかかる。近江の國の史書は多い。

学术的な論文が発表された。そして、第三回目の研究発表会を、一九七〇年の一月に行つた。約七十名の会員が集つた。第四輯の「滋賀の部落」には、地方部落史の研究家日野町の瀬川さんが、永年の資料集めと、そのすぐれた歴史眼によって、豊田部落についての興味深い研究を発表した。われわれ同人も、大いに瀬川さんに教わられた。第五輯の「滋賀の部落」には、地方部落史の研究家日野町の瀬川さんも、大いに瀬川さんに教わられた。げりがある。また、「部落順札」もその一を、まとめあげる運びになつた。

県下約十ヶ部落より提出された珍らしい文書を、解明する運動の走りである。部落分立に関する近江の年は、引きつづいて、十月「滋賀の部落」第八輯を出した。この輯は、明治大正期に滋賀の部落の状況を示したもので、資料はおおむね公文書によつた。県庁文書庫のもので、差別による部落の窮乏が、まさまさと目に見えた。この前につかぶ、そのよつた文字が随所に見られた。部

付録

365

同時に、谷口勝己さんの、「林部落の研究」と題する、それが、第三輯の「部落順札」その一である。この輯にしても、時間をかけて、何とかして、まとめてあげたのである。話をして一層に乗せるまでに、中の苦労をしたものといわれて、てんで相手にして貰えぬこともあって、「部落の歴史なんか、なんじやしたものがあるもんか」のや、「部落の歴史って、そんなジヤレたものがあるもんか」お前さん、何のために、部落のあらを聞いてまわる部落をたずねたとき、よくへし出すことにつけた。

六ヶ部落や、その周辺に足を運んで、その風物を確かめるために、古老をたずねて、地道に、気ながに、史料を探めて行つたが、その一方では、滋賀県文書庫にある部落関係文書を整理したり、筆写をしたり、また、県内七十

以上のよつな研究を、初期の段階として、本会では進めた。席上で披露した。このときには約五十名の会合者であつた。

めて貧弱なものだったが、それでも、三十五名もの部落は、第一輯の中に収められたものの範囲にすぎず、きわめて弱い。参考するもの三十五名であった。発表内容を開いた。参考するものは三十五名であった。発表内容は、第一輯をつくり、県の厚生会館を会場にして、会員部落「第一輯をつくり、社会に訴えかけといつてになり、「滋賀の研究発表会と銘打つて、とにかく、部落史研究の必要なとして、同年の九月二十八日に、第一回滋賀県部落史研究会を開いた。参考する者数名で、会長には平田謙善先生をお願いするにした。

名を「滋賀県部落史研究会」とつけ、会員には平田謙善のは、一九六八年の六月であった。会員は、はじめの頃合せがあつた志の間でまとまりがついて、はじめの頃合せがあつたから、掘り起しきしてはまいかといふ話し合いが、有志賀県で、滋賀県の部落の問題を、その歴史の方面か

史に関心を持つ人が集つたといつては、望外のよろこびであった。

- 落は、資本主義勃興期に、その最辺にあって大きな儀  
性を支払わされたものであることを、思われるを得なか  
つた。この第八輯の第七回研究発表会は、年を以て、  
一九七一年の一月末、草津市民会館でひらかれた。この会  
合は、土地柄もあつて参會者が少く、三十数名であった。  
しかし、草津市地区住民の人々に対して、部落史の研  
究、ひいては部落問題の研究が、決しておろそかにす  
くしてある。これはやはりひととせ、強く訴えた点では、ある程度の  
効果をおさめた。このようにして、本基金の研究が徐々に  
進展を見、将来への展望を明きながらにする気運が生まれ  
た。じめじめといたさ中に、突如、会長平田謙善先生の計  
かくして、その年度三月には、新しい本会々長として、一九  
七一年には、会員徳島法融さん、大町、三ツ池両部落  
部落研究会が寄せられ、これに仏教と部落などの小論を加  
え、六月に「滋賀の部落」第九輯を、引きつづいて、一九  
七一年には、「部落順札」その四を、第十一篇として出した。  
月には、「部落順札」その四を、第十一篇として出した。  
次別に順序を逐つて記録すると、次のようになります。  
本会の「滋賀の部落」発行ならびに研究発表会を、年  
(注)○印「滋賀の部落」発行( )発行日  
□印部落史研究発表会  
昭和四十三年(一九六八)  
① 部落分布などについて  
昭和四十四年(一九六九)  
① 部落研究文献並資料(九月二十日)  
① 県厚生会館 九月廿九日 三五名  
昭和四十五年(一九七〇)  
② 近江興地志略  
③ 林部落研究  
④ 日野町豊田村研究  
④ 部落順札 その二(八月一日)  
④ 県厚生会館 八月十一日 七一名  
④ 县厚生会館 一月廿一日 六一名  
④ 部落順札 その一(一月廿日)  
昭和四十六年(一九七一)  
⑤ 县厚生会館 十月廿三日 六五名  
⑤ 明治の部落分村独立(十月廿日)  
昭和四十七年(一九七二)  
⑥ 近江国部落史資料その一(五月廿日)  
⑥ 八幡商工會議所 六月十日 九八名  
⑦ 部落順札 その三(六月廿九日)  
⑧ 明治大正の部落(十月卅一日)  
昭和四十七年(一九七二)  
⑨ 大町三ツ池部落研究  
⑩ やさしい部落の歴史(七月一日)  
⑪ 愛知川豊日中学 七月七日 五〇名  
昭和四十八年(一九七三)  
⑫ やさしい滋賀の部落通史(七月十日)  
昭和四十九年(一九七四)  
⑬ 滋賀県における部落運動史(十一月廿五日)  
昭和四十九年(一九七四)  
⑭ 部落物語 部落順札 その五

なお、第八・九輯の発行に因む第八回研究発表会は、  
七月、愛知川町豊日中学校を会場として、徳島さんを中心  
に心に行つた。參會者五十名あまりありて、部落史の  
研究が、単なる一部の人間の間においでただけではなく、地  
方ににおいても、人々の関心を呼ぶ問題になりつゝあること  
を組織せず、各所の研究会に合流して行つたが、結果に  
四輯を出すことができたが、研究発表会は、とくにこれ  
七月に、第二十輯を十一月に、一九七四年三月には、第  
七つて、一九七三年には、「滋賀の部落」第十一篇を  
とくに感謝の意を表する次第である。

なお、本会は滋賀県より助成金の交付を受け、以上  
の活動をつづけてきたのである。この点関係當局に、  
なつた。

なお、本会は滋賀県より助成金の交付を受け、以上  
の活動をつづけてきたのである。この点関係當局に、  
なつた。

なお、第八・九輯の発行に因む第八回研究発表会は、  
七月、愛知川町豊日中学校を会場として、徳島さんを中心  
に心に行つた。參會者五十名あまりありて、部落史の  
研究が、単なる一部の人間の間においでただけではなく、地  
方ににおいても、人々の関心を呼ぶ問題になりつゝあること  
を組織せず、各所の研究会に合流して行つたが、結果に  
四輯を出すことができたが、研究発表会は、とくにこれ  
七月に、第二十輯を十一月に、一九七四年三月には、第  
七つて、一九七三年には、「滋賀の部落」第十一篇を  
とくに感謝の意を表する次第である。

月には、「部落順札」その四を、第十一篇として出した。  
えて、六月に「滋賀の部落」第九輯を、引きつづいて、一九  
七一年には、会員徳島法融さん、大町、三ツ池両部落  
部落研究会が寄せられ、これに仏教と部落などの小論を加  
え、六月に「滋賀の部落」第九輯を、引きつづいて、一九  
七一年には、「部落順札」その四を、第十一篇として出した。  
月には、「部落順札」その四を、第十一篇として出した。  
次別に順序を逐つて記録すると、次のようになります。  
本会の「滋賀の部落」発行ならびに研究発表会を、年  
(注)○印「滋賀の部落」発行( )発行日  
□印部落史研究発表会  
昭和四十三年(一九六八)  
① 部落分布などについて  
昭和四十四年(一九六九)  
① 部落研究文献並資料(九月二十日)  
① 県厚生会館 九月廿九日 三五名  
昭和四十五年(一九七〇)  
② 近江興地志略  
③ 林部落研究  
④ 日野町豊田村研究  
④ 部落順札 その二(八月一日)  
④ 県厚生会館 八月十一日 七一名  
④ 部落順札 その一(一月廿日)  
昭和四十六年(一九七一)  
⑤ 县厚生会館 十月廿三日 六五名  
⑤ 明治の部落分村独立(十月廿日)  
昭和四十七年(一九七二)  
⑥ 近江国部落史資料その一(五月廿日)  
⑥ 八幡商工會議所 六月十日 九八名  
⑦ 部落順札 その三(六月廿九日)  
⑧ 明治大正の部落(十月卅一日)  
昭和四十七年(一九七二)  
⑨ 大町三ツ池部落研究  
⑩ やさしい部落の歴史(七月一日)  
⑪ 愛知川豊日中学 七月七日 五〇名  
昭和四十八年(一九七三)  
⑫ やさしい滋賀の部落通史(七月十日)  
昭和四十九年(一九七四)  
⑬ 滋賀県における部落運動史(十一月廿五日)  
昭和四十九年(一九七四)  
⑭ 部落物語 部落順札 その五

一九七四年四月

本会の同人

幹事 黄瀬忠太郎  
会長 粟原行信  
幹事 高谷量治  
幹事 平井清隆  
幹事 大友恭  
幹事 中島秀治郎  
幹事 小林正彰  
幹事 飯田富一  
幹事 横山勝美  
幹事 徳島法融  
幹事 鈴木弘一

(一九七四年四月)

では、強く望み、今後その大成を期したいと思つてゐる。とともに、その研究が、今後不斷に進められるこことを本会としても考えている。せひとも、大方の諸賢のお力添ふもので重要な部落史の中に包括されるべき、未開拓領域である「町村行政史」「同和教育運動史」の研究等々も、きわめて大切である。

世史は言わざもが、近世の歴史よりも、もつとも重要な部分は、近代史、明治以降の歴史の事実を明きらかにされ、近代史、明治以降の歴史の事実を明きらかにされ、「王申戸籍」の研究、「融和運動史」の研究することにありと信じてゐる。そつゝ意味において、本会としては、部落史に関することは、古代史、中華人民共和国の歴史とともに、それらの研究に積極的に取り組みたいと考えていて。

は、本会に取つて、特に有難いことで、これも各関係の方々のご協力のもとに、これらの研究に積極的に取り組みたいと考えていて。

地下に埋もれたままになつていたよつた資料が存在する部落史の認識が改めて考えられるようになり、今までからにまた、最近、部落解放への気運がとみに高まり、

やからずにはならないこと考へていて。これらの仕事も、地方の方々の協力を得て、本会ではぜひこれら数箇部落の歴史を解明するこことが出来るであらう。これらによつて、湖東、甲良町や豊郷町付近にある北村文書があり、同時に、井伊藩に關する文書などもある。また、彦根図書館には、食肉に関する研究文献として、滋賀大学経済学部史料館に保館されて居り、ある程度整にさされている。この文書を通じての、部落史研究は、理され、久保村に關する文書もかなりあるこことが明らかにされてゐる。久保村に關する最大の戸数を有し、歴史的に多く問題のある久保村の研究を進めるこである。久保村まず、滋賀における最大の戸数を有し、歴史的に多く滋賀大学経済学部史料館に保館されて居り、ある程度整にさされている。この文書を通じての、部落史研究は、理され、久保村に關する文書もかなりあるこことが明らかにされてゐる。久保村に關する最大の戸数を有し、歴史的に多く問題のある久保村の研究を進めるこである。久保村まず、滋賀における最大の戸数を有し、歴史的に多く滋賀大学経済学部史料館に保館されて居り、ある程度整にさされている。この文書を通じての、部落史研究は、理され、久保村に關する文書もかなりあるこことが明らかにされてゐる。久保村に關する最大の戸数を有し、歴史的に多く問題のある久保村の研究を進めるこである。久保村

以上

「滋賀の部落」全三巻の上巻本による刊行企画。直ちに編集に着手。

昭和四十九年八月一〇日印刷

編集 滋賀県部落史刊行委員会  
発行者 滋賀県同和事業促進協議会  
大津市京町丁目滋賀会館内

昭和四十九年八月廿八日発行  
T E L 大津(075)31843  
印 刷 所 上 田 印 刷 株 式 会 社